

情報ひろば 6月

福祉

地域包括ケア推進課からのお知らせ

☎ 0857-20-3453 ①
☎ 0857-20-3449 ②・③
☎ 0857-20-3404

各総合支所市民福祉課(12ページ)
各地域包括支援センター(12ページ)

凡例 時=日時 所=場所 容=内容 対=対象 条=条件 員=定員 数=数量 額=支給・助成額など 料=料金
募=募集期間・方法 受=受付 持=持参するもの 問=問い合わせ先

【①心身軽度家事援助事業】
ひとり暮らしの高齢者などが、本人または介護者のケガや病気などによって一時的な生活支援が必要な場合、家事援助員を派遣 掃除・洗濯・炊事など簡易な日常生活の援助 におむね65歳以上の市民税非課税世帯の高齢者 料 30分あたり80円(1カ月11時間以内)

【②認知症初期集中支援チームの活動を始めています】
認知症の早期発見・早期対応のために、平成29年1月から医療や介護の専門職で組織する認知症初期集中支援

チームが活動をはじめました。認知症の初期段階の人や、現在、認知症の診断を受けておられても医療・介護サービスを受けていない人に集中的に支援を行います。
物忘れが気になるとか、ご家族に少しでも気になる様子が見られたときは、お早めに、かかりつけ医や地域包括支援センターにご相談ください。

【③認知症の人と家族の集い(毎月第2金曜日開催)】
時 6月9日(金) 10:00~12:00
所 ささか会館(富安二丁目)
容 認知症の問題や介護の悩みなどの情報交換をしながら交流をする場
料 無料
認知症に関する相談は次の各センターでも受けています。

認知症コールセンター(認知症の人と家族の会鳥取県支部)
毎週月~金 10:00~18:00
☎ 0859-37-6611
認知症疾患医療センター(渡辺病院)
☎ 0857-39-1151

高齢者住宅改修費の助成など

【①介護保険住宅改修費の支給】
介護保険の「要支援」「要介護」認定者▽(2)高齢者居住環境整備費の助成(1)に該当する者で、本人および同一住所を有する者全員が市民税非課税
※(1)・(2)は併用可ですが、(1)の支給が優先 図 手すりの取付け、段差の解消、滑り防止のための床材変更、引き戸等への扉の取替え、和式便器から洋式便器への取替えなど ※新築・増築の場合は対象外 額▽(1)介護保険住宅改修費の対象工事費(上限20万円)の9割または8割(最高18万円または16万円)▽(2)高齢者居住環境整備費の対象工事費(上限80万円)のうち、20万円までは3分の2、20万円超~80万円までは2分の1を乗じた額(最高43万円) ※工事着工前に申請が必要
問 駅南庁舎高齢社会課
☎ 0857-20-3452
☎ 0857-20-3404

各総合支所市民福祉課(12ページ)
【高年齢者・障がい者用居室などの増改築資金の貸し付け】
容 高年齢者・障がいの者の専用居室、浴室、台所、トイレ、廊下などの増改築
対▽60歳以上の高齢者と同居している60歳未満の人▽60歳未満で身体障害者手帳1~4級・療育手帳Aを所持している人またはその人と同居している人 額 50万~250万円、金利0.01割(変動する場合あり)で、償還期間は、10年以内(貸付額に応じて変動)ただし予算に上限あり ※連帯保証人が2人必要、工事着工前に申請が必要
問 高年齢者・障がい者用居室課
☎ 0857-20-3451
☎ 0857-20-3404
問 障がい者・駅南庁舎障がい福祉課

☎ 0857-20-3474
☎ 0857-20-3406

ひきこもり家族教室

時 6月14日(水) 10:00~12:00(受付9:30~) 所 ささか会館3階多目的室 容 ①講話「ひきこもりについて学び対応を考える」▽講師:原田豊さん(鳥取県立精神保健福祉センター所長) ②交流会&茶話会 料 200円(お茶菓子代) ※要申込み
問 駅南庁舎障がい福祉課
☎ 0857-20-3474
☎ 0857-20-3406

第34回鳥取県障がい者技能競技大会(アビリンピック鳥取大会)の観覧

時 6月29日(木) 10:10~15:40
所 鳥取県立福祉人材研修センター
容 障がいのある人たちが日頃培った技能を競う大会。▽競技種目:7種目(ワード・プロセッサ、フラワーアレンジメント、喫茶サービス、ビルクリーニング、製品パッキング、オフィスアシスタント、パソコンデータ入力)
問 高年齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部 高年齢・障害者業務課
☎ 0857-52-8803
☎ 0857-52-8785

はりきゅうマッサージ費の助成

所得税および市民税が非課税かつ加入している国民健康保険や後期高齢者医療の保険料が納付済で次のいずれかに該当する人 ①昭和19年4月1日までに生まれた人 ②後期高齢者医療の被保険者 額 1回あたり千円の助成券を最大12枚まで発行。助成券の有効期限は平成30年5月31日 ※利用は公益社団法人鳥取県鍼灸マッサージ師会、鳥取県日本あん摩マッサージ指圧師会および一般社団法人鳥取県鍼灸師会の会員の経営する施設に限る。
持 後期高齢者医療被保険者証など本人確認ができるもの(代理の場合は、代理人の本人確認ができるもの)
募 6月1日(木)から ※7月以降は申請月により発行する助成券枚数が少なくなります。
問 駅南庁舎保険年金課
☎ 0857-20-3487
☎ 0857-20-3407

お知らせ

マイナンバー安全管理に関する基本方針を策定

本市では、国のガイドラインに沿って、マイナンバー(特定個人情報)の安全な取扱いについて、基本方針を策定し、本年2月20日に本市公式ホームページで公表しました。
基本方針には
①法令・例規の遵守
②情報保護のための組織体制整備
③継続的職員研修の実施
④内部監査等の実施
⑤法令違反への厳正対応
など、本市が、マイナンバーおよび特定個人情報の安全管理・運用を図るための、基本事項を明記しています。
問 本庁舎総務課

青谷ようこそ市場(あおいち)

時 6月4日(日) 10:00~12:00
※6月~10月まで毎月開催予定
所 青谷ようこそ館前広場 容 地元の特産品バザー、ちびっこ広場、フリーマーケット、あおいちウォーキングなど
問 青谷町総合支所地域振興課
☎ 0857-85-0011
☎ 0857-85-1049

市税 豆知識 市・県民税の納期と納付方法

市・県民税は、昨年中の所得をもとに計算され、今年の1月1日時点で住んでいた市町村へ納めていただくものです。納付方法は次のとおりです。

【給与所得にかかる特別徴収(引き去り)】

給与所得者(サラリーマンなど)を対象とした納付方法です。会社などの事業所が、6月~翌年5月までの毎月の給料から引き去り、市町村へ納めます。なお、給与以外の所得がある場合(事業所得、譲渡所得など)は、それらの所得について普通徴収を選択することもできます。

【公的年金にかかる特別徴収】

4月1日現在65歳以上の公的年金受給者のうち、市・県民税の納税義務のある人が対象です。公的年金の支払者が年金から引き去り、市町村へ納めます。

月	仮徴収額(4・6・8月分)	本徴収額(10・12・2月)
算出方法	(前年度の年税額×1/2)÷3	(年税額-仮徴収額)÷3
納入方法	公的年金から引き去り(特別徴収)	

【普通徴収】

上記の特別徴収以外の方が対象で、本市が発送する納税通知書で納めていただきます。納税通知書は6月12日(月)ごろに郵送する予定です。

納期	納期限	納期	納期限
全期・1期	6月30日(金)	3期	10月31日(火)
2期	8月31日(木)	4期	1月31日(水)

問 駅南庁舎市民税課

☎ 0857-20-3417 ☎ 0857-20-3401

各総合支所市民福祉課(12ページ)

※市・県民税の納付は口座振替が便利で確実です。

詳しくは駅南庁舎債権管理課

☎ 0857-20-3433 ☎ 0857-20-3403まで

鳥取・因幡を巡る“お得な”日帰りバスツアー【Gバス】が今年も運行中です!

鳥取市民でも意外と訪ねていない・久しく行ってない、そんな場所が因幡エリアにはまだまだあります。バスに乗って気軽に1日過ごしてみませんか。地元の魅力再発見ができる旅です。

Green コース 10:30 出発

5月13日(土)~9月23日(土)までの毎週土曜日

Geo コース 10:30 出発

5月14日(日)~9月24日(日)までの毎週日曜日

集合場所 鳥取駅南口フコク生命ビル前

料金 おとな 4000円

こども(3歳~小学生)3000円

※要事前予約(出発日前日17:00まで)

問 (一社)鳥取市観光コンベンション協会

☎ 0857-26-0756 ☎ 0857-29-1000

http://torican.jp